

2019年度 事業計画

はじめに

2019年度、わが国は新天皇の即位と改元により新たな時代を迎えます。国内景気は、緩やかな拡大は続いているものの、賃金や消費の伸びは勢いを欠き、デフレ脱却の道筋は描けておりません。また10月の消費税改定、米中貿易摩擦の影響など、先行きの不透明感は増しつつあります。一方、働き方改革が社会的課題となっており、外国人労働者の受け入れとともに、AIやIoTなどのデジタル技術の活用を進める企業が増えてきております。

当協会においても業務の一層の効率化を図るため、新健診基幹システムの開発を2021年度の本格稼働を目指して進めております。また、2018年度に導入したPACS・レポートシステムについては2019年度より運用を開始し、画像系分野の一元管理による業務プロセスの改善を図ります。

次に事業面では、従来からの課題である特定健康診査・特定保健指導の受診率の向上については積極的な受診勧奨を行うとともに、受診者数が増加傾向にあるセット健診及び協会けんぽ健診においてはさらなる充実を目指してまいります。また、風しん対策や認知症への対応など行政課題にも対応できるよう、関係機関等と連携をとりながら情報の収集及び実施体制の整備を図ってまいります。さらに予防医学フォーラム等の講演会や各種セミナーも引き続き開催し、予防医学の普及啓発に努めてまいります。

経営面では、施設健診及びセット健診における受診者数増、出張健診における新規受託等による増収は見込まれるものの、2019年度より新健診基幹システムにかかる高額な支払が発生するため、当協会を取り巻く環境は一層厳しい状況になっていくことが見込まれております。当協会としましては、早期の経営基盤の安定を目指し、収入の確保、経費の抑制に努めてまいります。また、役職員一丸となって、一層のサービスの向上と健診検査の精度向上を図り、疾病予防と健康増進に寄与するという公益財団法人としての使命を果たしてまいります。

事業の概要

公益目的事業

当協会は、社会情勢の変化に適応しつつ、行政諸機関や地域医療機関及び保健機関との密接な協力関係の下、各種健診・検査、健康支援及び健康教育等を行い、県民の疾病予防と健康増進に寄与することを目的としており、密接不可分である次の1から4の事業を公益目的事業としてまとめて実施する。

1. 疾病予防に関する知識の普及・啓発事業

(1) 広報・情報提供

①機関紙「あすの健康」の発行

予防医学の知識の普及・啓発や健康づくりに関連する情報を広く提供することを目的として、様々な疾患をテーマに、専門医師からの解説を一般の方々にわかりやすくまとめた“からだの話”や健康づくりに役立つ情報を中心に構成した健康情報誌「あすの健康」を発刊する。

年4回の発行で、のべ16,000部を、地方公共団体・関連事業所・県内の学校・医師会・関係機関等に提供するとともに、講演会等の普及啓発活動の場等で広く県民に配布する。

②ホームページでの情報提供事業

利用者にわかりやすい事業案内を掲載するとともに、疾病予防や健康増進についての情報を提供する。また、機関紙「あすの健康」に掲載する医療情報や当協会が開催する講演会などの内容を詳細に掲載し、県民が容易に健康情報を入手できるようにする。

公式ブログ等を利用し、協会の活動状況をリアルタイムで発信する。

(2) 講演会開催、講師派遣、普及・啓発活動

①講演会の開催

(ア) 予防医学フォーラム 2019年11月9日 神戸新聞松方ホールにて開催予定

県民一人ひとりが自己の健康について考え、予防医学の重要性について理解を深めていただく機会として開催する。様々な分野の第一線で活躍されている方を講師として迎え、病気に対する理解や、疾病予防の話題にとどまることなく、「生きることと健康」を主テーマに開催する。また、その講演内容をPR記事として新聞に掲載し、広く県民に伝える。

(イ) いきいきライフセミナー 2019年9月14日 神戸新聞松方ホールにて開催予定

県民一人ひとりが健康で文化的ないきいきとした生活を送ることができるよう、各界の方々を全国から講師として迎え、広く健康の話題や生きがいをテーマに開催する。また、予防医学フォーラム同様に新聞掲載し広く県民に伝える。

(ウ) がんをよく知るための講座 2回開催予定

日本人の死因トップであるがんについて、予防・早期発見、治療技術等の知識の普及啓発を目的とし、各分野の専門医師を講師に迎え、県民向けの講演会を開催する。

②講師派遣

地方公共団体、健康保険組合、婦人会等が開催する講演会へ医師、保健師、管理栄養士等を講師として派遣する。

③普及・啓発活動

NPO法人や行政と連携し、「母の日乳がん検診街頭キャンペーン」への参加や日本対がん協会等主催「ピンクリボンフェスティバル」神戸大会における推進委員会の一員としての企画運営への参加を通して、乳がん検診促進のための啓発活動を行う。

また、神戸市及び神戸市社会福祉協議会等が主催する「こうべ福祉・健康フェア」へ参加し、受診機会の乏しい結核ハイリスク者への検診実施等、結核蔓延防止のための啓発活動を行う。

その他、地方公共団体や各種団体が主催する「がん検診促進キャンペーン」、「疾病予防対策キャンペーン」、「健康フェア」に積極的に参加する。

2. 疾病予防のための健康診断及び検査事業

(1) 地域保健

①特定健康診査及びがん検診

県下の自治体から委託を受け、第3期特定健康診査、自治体独自の後期高齢者健診・若年者健診等を拠点会場において集団健診で実施する。自治体以外では、集合契約に基づく各種健康保険組合の被扶養者等の特定健康診査を実施する。休日の健診実施や胃がん・乳がん検診との同日実施等受診者サービスの向上を図るとともに、一部自治体において2017年度より取り組まれている特定健康診査の受診者向けインセンティブの「ヘルスケアポイント事業」に引き続き参画し、がん検診を含めた受診率の向上に努める。

一部自治体の市民健診会場においては、保健師や健診スタッフによる重症化予防のための啓発を行う。また、過去に石綿にばく露した可能性のある方に対し、質問票及び胸部X線の結果に基づき、健康被害への不安をやわらげ、健康状態の確認及び健康管理に役立てる機会を提供する「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」は、2018年1月より委託を受け実施してきたが、2019年度が最終年度となる。

胃がん・乳がん検診は、通年で地域巡回により実施する。胃がん検診については、一部自治体で胃内視鏡検査が導入され、受診者数の大幅な減少が見込まれる中、休日の検診実施や会場までの交通等の利便性に配慮した会場を計画して、引き続き受診の啓発に努める。また、乳がん検診においては、

医師・技師をはじめとするスタッフを女性で実施する等受診しやすい環境づくりを推進し、受診率の向上に努める。

大腸がん検診は、特定健康診査と同時受診が可能な検体持込方式に加え、冬季期間（11月～2月）の郵送方式を引き続き提供して、受診機会の拡大と受診率向上に努める。また、逐年受診を推奨するためのコール・リコールを積極的に行っていく。

②結核検診

県下の各自治体からの委託を受け、拠点会場において集団検診で実施する。市民健診との同時実施や症状があっても医療機関を受診しないハイリスク者に対する休日や夜間検診の実施、また、住所不定者や小規模事業従事者も含めた多様な生活形態への配慮と利便に工夫した検診の実施等、受診機会の確保に積極的に取り組む。

③H I V・性感染症等検診

国内のH I V／A I D S件数が増加する状況を踏まえ、神戸市内の中心街に特設検査施設を設けて夜間H I V抗体・性感染症検診及び即日H I V抗体・H B s抗原検診を実施する。平日の夜間検診及び土曜日の即日検診に加え、健康ライフプラザ健診センターでもH I V抗体・性感染症検診を平日に実施し、利便性を向上させる等、受診機会の向上に努める。

④フレイル健診及び認知機能検診

一部自治体の市民健診会場においては、国保の特定健康診査を受診していただく65歳以上の方を対象に、加齢とともに全身の予備能力や筋力、心身の活力が低下している状態を早期発見するため、「フレイル健診」を引き続き2019年度も実施する。

また、神戸モデルとして2019年1月より開始された「神戸市認知症診断助成制度」についても、第一段階「認知機能検診」の実施医療機関として参画する。

(2) 学校保健

県下の各市町教育委員会及び大学・私立学校法人からの委託を受け、各地区医師会の協力のもと、児童生徒を対象に学校保健安全法に基づく心臓検診、腎臓・糖尿病検診、脊柱検診及び結核検診等を実施する。

当協会は、児童生徒の寄生虫検査・尿検査の検査体制を確立することを設立目的として発足したこともあり、児童生徒の腎臓病、糖尿病及び心臓疾患の早期発見に対する効果的な検診システムをもとに、積極的な検診実施に取り組むとともに、専門医との連携により検診精度の維持・管理を行い、県下の児童生徒の疾病予防、健康管理に寄与する。

また、教職員に対する定期健康診断、特定健康診査及び各種がん検診を実施し、各学校における健康管理の充実を図る。

(3) 産業保健

地方公共団体や一般企業等の事業所で働く人を対象に、職業性疾病予防と早期発見を目的として労働衛生のトータルサービス（健康管理・作業管理・作業環境管理）専門機関として労働安全衛生法に基づく定期健康診断・特殊健康診断や行政指導によるVDT作業健康診断等、健診・検査を実施する。

県下事業所等の地域性や健診受診時の利便性を考慮し、当協会が所有する検診車の機動力を生かした出張健診を多く実施し、働く人の健康づくりへの貢献に努めるとともに、健康管理に役立つように健康診断から得たデータを分析し、積極的に情報を提供して事業所の労働衛生の向上に寄与する。

また、メンタルヘルス対策にかかるストレスチェック制度については、ストレスチェック（職業性ストレス簡易調査票）から得たデータを分析し、働く人のセルフケア、事業所のラインケアの向上に寄与して、働く人の「こころ」と「からだ」の両面から健康の管理・増進に取り組む。

さらに、労働安全衛生法の改正内容等について、事業所へ普及啓発を行い、労働衛生の向上に寄与する。

(4) 総合健診

県民の疾病予防と健康増進に寄与することを目的として、総合健診を神戸市灘区の健診センターと神戸市兵庫区健康ライフプラザ健診センターの2施設を拠点に実施する。

健診コースについては、健康保険組合連合会が指定する検査項目を充たしており、健診当日に結果説明まで実施する「半日ドック」と「1泊ドック」、検査内容を簡略化し料金設定を抑えた「2時間ドック」を基本的なコースとして提供する。また、健診センターにおいてはCT装置を利用した「肺ドック」や心臓超音波と頸部超音波を行う「循環器ドック」、健康ライフプラザ健診センターにおいてはMR装置を利用した「脳ドック」等、目的別に設定したコースを提供する。併せて、子宮頸がん検診、マンモグラフィ検査及び乳房超音波検査、骨密度測定検査、腫瘍マーカー等、受診者の希望に応じて幅広く選択できる複数のオプション検査を実施する。

協会けんぽ生活習慣病予防健診を利用した人間ドックの案内など効果的な受診勧奨を行うとともに、インターネット予約システム等を使用したきめ細やかな予約受付体制の充実、待ち時間の解消等により、多忙な勤労者や受診機会の少ない家庭の主婦等に対して受診機会を増やすことに努める。

さらに、日本医師会・日本臨床衛生検査技師会・全国労働衛生団体連合会・日本総合健診医学会等の外部精度管理に積極的に参加し、精度の維持向上を図るとともに、日本総合健診医学会優良総合健診施設、労働衛生サービス機能評価の認定機関として、健康保険組合等の保健事業を推進する各種団体からの要望にも応えていく。

(5) 保健指導

①各種健康診断結果等を踏まえた地域・職域における保健指導

県下の各自治体の市民健診会場や事業所に出張して健診結果等をふまえた保健指導を実施し、健診

の継続受診や要治療者への受診勧奨を行うことで健診受診率向上と早期発見・治療、重症化予防へつなげる。

また、健診結果を自分自身の生涯を通じた健康管理に活かすことを目的として、健診結果の経年的な見方や食生活や運動習慣等との関わりについて、個別あるいはグループでの指導を行う。

②労働安全衛生法に基づく労働者の健康管理、作業管理等における保健指導

国の働き方改革の一環として、現場での「働き過ぎ」防止を目的とした『労働時間法制の見直し』（2019年4月1日施行）では、「産業医・産業保健機能」の強化が謳われ、労働者に対する健康相談の体制整備、労働者の健康情報の適正な取扱いルールが定められている。当協会としては、健康管理担当者や産業医等と連携しながら産業保健に関する支援事業の強化を図る。また、事業所の経営者や管理職等に対する「健康経営」の啓発、若年者向けメタボリックシンドローム予防研修会、腰痛予防体操、中食学習会（コンビニ弁当の選び方等）、講話・ゲーム・体操等を取り入れた研修会、個別の健診事後指導、ストレスチェック高ストレス者を対象とした補足的面談（医師面接前に実施する）や補助面談（医師面接の申し出のない方に実施する）等を提案し、健康で働き続けるための支援を行う。

③高齢者医療の確保に関する法律に基づく特定保健指導

国民健康保険、協会けんぽや各種健康保険組合等の被保険者及び被扶養者に対し、主に健診会場に出張して特定保健指導を実施する。初回支援を個別または集団で実施し、以後3～6ヶ月間にわたり、プログラムにそって階層化で分類された動機付け支援・積極的支援を面接・電話・レター等で指導を実施する。

また、市民健診受診当日に明らかとなった検査結果をもとに階層化し、対象となった受診者の特定保健指導を同日に実施することにより、実施率の向上を図るとともに受診者の負担を軽減する。

④地域・職域におけるメンタルヘルス事業のための保健指導

メンタルヘルス対策の充実・強化を目的として労働安全衛生法の一部改正が行われたことに伴い、地域・職域からの依頼に基づき、ストレスチェック（職業性ストレス簡易調査票）や職場快適度調査等を使用しながら適正に実施し、労働者一人ひとりと集団としての職場環境改善に有効な結果の提供に努め、結果に基づいて個別または集団で面接指導を行う。

集団での指導では主に、一般職員向けにセルフケアについて、管理監督者向けにラインケアに関することを講話形式とグループワーク、シミュレーションゲーム等を用いて具体的・実践的に行う。また、継続的・計画的に取り組むことができるように、労働安全衛生マネジメントシステム（PDCAサイクル）に沿った支援を行う。

⑤H I V等の感染症に関する知識啓発、検査及び指導

夜間H I V抗体・性感染症検診及び即日H I V抗体・H B s 抗原検診等において、検査前の事前

説明と検査結果説明を通じて保健指導を行い、予防に関する知識啓発を行う。また、エイズ対策研究事業の予防介入研究のための研修会等に参加し、知見を深め、受診者に対して必要な支援を行うことができるように努める。

⑥電話等による各種相談

当協会での受診結果について、電話等で各種の健康相談に応じる。夏季の脱水や、感染症等時事的な健康問題等についても可能な範囲で健康相談に応じていくことで、広く県民の安心に寄与できるように努める。

(6) 細胞診

①子宮頸がん細胞診

神戸市子宮頸がん検診を中心として、当協会の施設内検診分や指定医療機関からの依頼に基づく細胞診を実施する。

神戸市子宮頸がん検診について、新たなステージに入ったがん検診総合支援事業として、20歳の市民に無料クーポン券が送付されるとともに、受診歴のない若年層を対象に、受診勧奨ハガキによる受診率向上が図られる。

当協会は、標本作製方法に導入した液状検体処理細胞診（LBC）を効率的に運用し、関係機関と緊密な連絡・調整を重ねるとともに、より精度の高い検診・検査を実施していく。

②喀痰細胞診

神戸市肺がん検診を中心として、当協会施設内検診分および事業所での肺がん検診における喀痰細胞診を実施する。

神戸市肺がん検診について、新たなステージに入ったがん検診総合支援事業として、受診勧奨ハガキにより受診率向上が図られる。当協会は、早期がんのみならず前がん状態での発見のため、より精度の高い検査を実施していく。

(7) 腸内細菌検査

感染症及び食中毒を未然に防止する為の衛生管理対策として行われる腸内細菌検査等を実施する。

また、神戸市保健所からの感染症対策に関わる緊急検査（休日対応含む）についても引き続き委託を受け、保健行政の一端を担う。

検査機関としての信頼向上のため、検査精度の継続維持に努めるとともに、検査技術の継承や情報発信にも努める。

(8) 作業環境測定

労働安全衛生法に規定される作業環境測定を実施し、作業環境中における様々な有害因子の存在状況を定量的に把握し、事業者による作業環境の改善並びにリスク管理の推進に寄与する。また、労働衛生のトータルサービス（健康管理・作業管理・作業環境管理）を提供できる専門機関として、健康診断部

門との連携を強化し、特殊健康診断の判定と作業環境測定の評価による総合判定を実施し、作業従事者の健康確保を図るために、労働衛生管理を的確に進める事業を展開する。

事務所衛生基準規則にかかる空気環境測定については、換気や湿度保持による適切な環境管理を促し、事務室空間の快適性維持については作業効率の向上への取り組みを支援する。

(9) 食品検査等

食品営業施設に対して、衛生調査や衛生検査を通じて、現場での衛生指導や施設の衛生状態及び作業環境の問題点を指摘し、改善への提案・助言を行う等、施設の衛生管理体制の構築を支援するとともに、従事者や管理者を対象とした衛生講習会も行い、衛生管理に取り組む自覚を促していく。また、厚生労働省がHACCPに沿った衛生管理の制度化を決定し、すべての食品等事業者は一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施が求められることとなり、その普及・啓発をより一層進めるため、食中毒予防、感染症予防、従事者健康管理の腸内細菌検査事業や健診事業との連携を図り、情報提供・啓発に努めることで事業者を支援していく。

(10) 水質検査

特定建築物を含む貯水槽水道水質の衛生管理上義務付けられている水質検査を中心に、プール・公衆浴場等の衛生確保に資する検査事業を実施する。水質の変動要素の多い飲用井戸等の水質管理においても、大腸菌をはじめ細菌学的検査や陰イオン類、有機物量等11項目、金属類の検査等で対応する。また、浴槽水やクーリングタワー冷却水を介したレジオネラ感染症の予防等、健全な生活環境の維持に欠かせない水の安全性確保について、これまで培った検査技術の一層の向上に努めて利用者の健康保持に寄与する。

(11) 水道施設検査（簡易専用水道検査等）

水道事業者から供給される飲料水が安全に安定的に利用者に行き渡るよう、水道施設の衛生管理状況の確認検査を実施し、設置者に課せられた衛生管理を支援する。

簡易専用水道施設では、水道法の規制による簡易専用水道検査により管理の適正性を担保しており、有効容量10立方メートル以下の小規模貯水槽水道については、自治体条例等において設置者等による自己管理の徹底が図られているが、管理が不十分で定期検査を受検していない施設が多く、衛生的な維持管理が強く望まれている。2016年度から神戸市との協力体制のもと定期検査未受検受水槽水道施設を対象にした巡回点検調査と定期検査受検勧奨を実施しており、今後も引き続き定期検査受検勧奨を進めるとともに健康に影響する事例についての的確な情報の提供や、利用者の立場での水道衛生管理の必要性について啓発を行う。

3. 予防医学に関する調査研究事業

(1) 調査・研究

疾患の早期診断、がん検診の精度管理、特定保健指導、健康づくり教室における運動療法、認知症予防等をテーマに調査研究を行う。

(2) 健診・検査で得られたデータの活用

当協会の事業活動で得られた多くのデータを有効活用し、予防医学事業の進展、県民の健康保持増進に努める。

①事業年報の配付

引き続き内容の充実を図りながら「事業年報」を発行し、健診検査の依頼がある地方公共団体・企業、行政機関、医療機関、保健機関等県下へ広く配布するとともにホームページにも掲載し、情報提供を行う。

②健診・検査処理システム「すこやかプラス」の活用

当協会が運用している健診システム「すこやかプラス」で取り扱う健診・検査データを以下のとおり活用する。

(ア) 集計データの活用

「事業年報」において、年度単位で健診・検査データを活用する。集計データは、様々な条件に基づき、集団の傾向を観察できるとともに、個人データとの比較から個人の健康状態等の推測が可能であり、健診条件等の見直しや適切な保健指導の検討に活用していく。

(イ) 統計解析や調査研究結果に基づいた判定や保健指導の実施

検査データの積み上げにとどまらず、問診データ等の諸条件に基づく複合的な統計処理を行い、生活習慣、疾病等（既往歴等）、更には性格的要素等と健診・検査データの関連性を見出し、実際のデータから得られた知見を基に、個々に適した保健指導・栄養指導を目指す。

(ウ) 統計解析や研究により取得した情報を広く提供する。

複合的な統計処理や研究から得ることのできた情報等について、講演会や学会での発表や広報誌に掲載する等、健康管理に役立つ情報を積極的に広く発信する。

(エ) 全国的なデータとの比較による健康評価

公益財団法人予防医学事業中央会は、加盟する支部との連携により健診データの全国的データベースを構築し、地域・職域診断システムとして運用している。全国の加盟団体からのデータをより多く集約することで健常者の基準値や団体の基準の精度を高めており、この基本データとの比較検討により地域や団体の健康特性を抽出することで健康評価を行い、健康診断を受診する団体へのより具体的な健康課題を特定し、健康意識の向上、健康増進を図ることが可能となるため、継続的に協力していくとともに、その活用方法を検討する。

4. 健康支援のための健康増進事業及び健康教育事業

(1) 健康づくり事業

①健康学習

県民の健康づくりや疾病の予防・啓発を目的として、疾病の予防や治療について各分野の専門家を招いて行う講演会、およびKOBE健康くらぶ土曜健康科学セミナーを年12回開催する。

②禁煙外来

予防医学推進の観点から、ニコチン依存症に対する禁煙治療を灘の健診センターで実施する。保険診療の条件を満たす方を対象に呼気一酸化炭素濃度の測定や、禁煙継続のためのアドバイス、禁煙補助薬の処方を行い、禁煙を支援する。

(2) 健康づくり支援事業

勤労者や各種団体等を対象に健康づくりプログラムを提案すると共に、保健師・管理栄養士・健康運動指導士等の専門スタッフを派遣し、健康づくりに寄与するイベントの企画・実践を行う。

《設備機器等の整備》

業務の改善を目的として、設備機器等の整備を行う。

- ①基幹システムハードウェア更新
- ②各種ソフトウェア Windows10 対応
- ③胸部デジタルX線撮影装置（車載用）
- ④超音波画像診断装置（2台）
- ⑤心音心電計（2台）
- ⑥上部消化管汎用ビデオスコープ（3台）
- ⑦内視鏡光源装置
- ⑧全自動内視鏡消毒洗浄装置
- ⑨超音波骨密度測定装置
- ⑩水分活性測定装置

事業計画明細

(疾病予防のための健康診断及び検査事業・健康支援のための健康増進事業及び健康教育事業)

事業名	種別	内容	2019年度 事業計画	2018年度 事業計画	増減比
疾病予防のための健康 診断及び検査事業	地域保健	特定健康診査等	60,500人	62,500人	96.8%
		がん検診(施設実施分含む)	126,000人	130,000人	96.9%
		結核検診	48,000人	55,000人	87.3%
		エイズ検診	2,500人	2,480人	100.1%
	学校保健	腎臓・糖尿病検診	367,000人	371,000人	98.9%
		寄生虫検査	7,100人	12,000人	59.2%
		心臓検診	78,000人	80,000人	97.5%
		脊柱検診	28,600人	29,000人	98.6%
		結核検診	80,000人	85,000人	94.1%
	産業保健	一般健診	168,000人	170,000人	98.8%
		特殊健診	19,000人	18,000人	105.6%
		協会けんぽ生活習慣病予防健診	25,200人	24,150人	104.3%
		がん検診(施設実施分含む)	80,000人	75,100人	106.5%
		労災二次健診	130人	120人	108.3%
		ストレスチェック	29,100人	30,000人	97.0%
	総合健診	総合健診	7,000人	6,800人	102.9%
	保健指導	特定保健指導等	1,800人	760人	236.8%
	細胞診	子宮がん細胞診	35,000件	33,200件	105.4%
		喀痰細胞診	5,500件	4,560件	120.6%
	腸内細菌検査	腸内細菌検査	82,000件	95,800件	85.6%
作業環境測定	作業環境測定	1,550件	1,500件	103.3%	
食品検査等	食品検査	9,000件	—	—	
水質検査	水質検査	1,900件	—	—	
水道施設検査	簡易専用水道検査等	3,700件	3,700件	100.0%	
健康支援のための健康 増進事業及び健康教育 事業	健康づくり事業	健康学習・健康づくり教室	960人	960人	100.0%
	健康づくり支援事業	講師派遣等	60回	65回	92.3%

※「食品検査」「水質検査」の件数等について、2018年度事業計画から集計方法が変更となったため、2018年度事業計画の件数及び増減比は記載しておりません。